

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県児童福祉入所施設協議会

1 入進学支度金の加算について

要望内容
入進学支度金を生活保護受給と同水準としていただきますようお願いします。
(説明) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の「入進学支度金」は、小学校第1学年入学児童 64,300円、中学校第1学年入学児童 81,000円となっています。
今年度生活保護受給家庭については、入進学支度金が増額となりました。
小学生新入生 64,300円 → 今年度 91,600円 中学生新入生 81,000円 → 今年度 101,000円
母子生活支援施設においては、生保受給世帯でないが経済状況が厳しい母子ケースは多く、また、児童養護施設等においても現額の支度金では足りていない現状があります。
入学支度は制服・学校による物品販売での購入だけでなく、新しい学校生活に合わせて様々な準備を要します。【例：校則に適合する靴下・下着、筆箱・筆記用具、水筒など】
よって「入進学支度金」を生活保護家庭と同額とする増額をお願いします。
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：家庭支援課〕
生活保護法で定める「入学準備金」は、上限額増額の改定が行われているが、児童措置費の「入進学支度金」は令和7年8月20日現在において単価改正は行われていません。
こども家庭庁に「入進学支度金」の単価改正（増額）の予定を確認したところ、「生活保護法で定める「入学準備金」の上限額増額は認識しており、「入進学支度金」の増額について、今後検討する予定」との回答がありました。国の動向を見据えながら、必要に応じて、児童措置費の入学支度金単価の増額に関する国要望を検討していきます。

2 一時保護児童の登校等送迎支援について

要望内容
一時保護児童の登校等送迎に関して、通学交通費の適用と金額の見直しをしていただきますようお願いします。
(説明) 一時保護専用施設利用児童の登校等送迎に関して、通学交通費を通学以外でも適用していただくことと、支弁額の増額をお願いします。
①一時保護専用施設では、利用児童に今までの生活と変わらない生活の確保をするため登校支援等を行っています。 ②小中学校・高等学校の登下校、部活送迎、幼稚園、保育園（1号認定に限る）登降園は支弁されますが、受託の際に認定号数までは把握できず実態として保育園への送迎は請求していません。 ③放課後デイサービス、塾等の送迎は対象外になっているが、利用のニーズと必要性があれば応じていきます。 ④登校支援を行うにあたり、ケースによっては送迎にそれぞれ1時間以上かかり、1日に複数回送迎をすることもあります。現在の支弁額は25円/kmになっていますが、ガソリン代と職員の拘束時間を加味しての金額の見直しをお願いします。
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：家庭支援課〕
一時保護児童の送迎支援に時間を割かれてしまい、その間、他の児童への支援が手薄になるといった課題が生じていると施設現場からお聞きしております、ご要望の趣旨は、一時保護委託児童受け入れに伴い生じる業務量増に対応できる職員配置が可能となるような財政的支援に関することと認識しています。
現在、児童養護施設等に対して、一時保護委託児童に係る職員人件費相当額（（対象職員1名当たり）6,990円／1日）を児童措置費に上乗せして単県で支弁し、一時保護委託児童に対する支援に必要な人件

費を補填する整理をしていますが、この単県制度は、平成18年度に創設したものであるため、支弁対象範囲や単価設定等も含め、制度全体の見直しを検討します。

なお、ご要望の②にある保育園の認定号数は、児童相談所が把握しているので、一時保護委託を施設に依頼する際は、児童相談所からこの情報を施設側に伝達することを徹底します。